

# 特別警報が始まります。

気象庁は、重大な災害の起こるおそれ  
著しく大きい場合に特別警報を発表します。



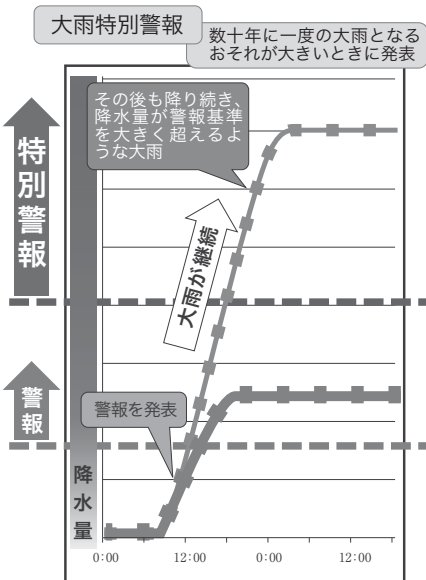
## 警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、 特別警報を発表します。

特別警報は、「東日本大震災」における津波や、「平成23年台風第12号」による豪雨、「伊勢湾台風」による高潮のような、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されます。

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、  
甚大な被害が発生する危険性を十分に伝えることができない。

「特別警報」を新設し、災害発生の危険性を分かりやすく伝える。

### 特別警報のイメージ



### 特別警報に相当する大雨の例



※特別警報の発表基準は自治体と調整した上で決定します。決まり次第、気象庁ホームページ、広報誌等でお知らせします。

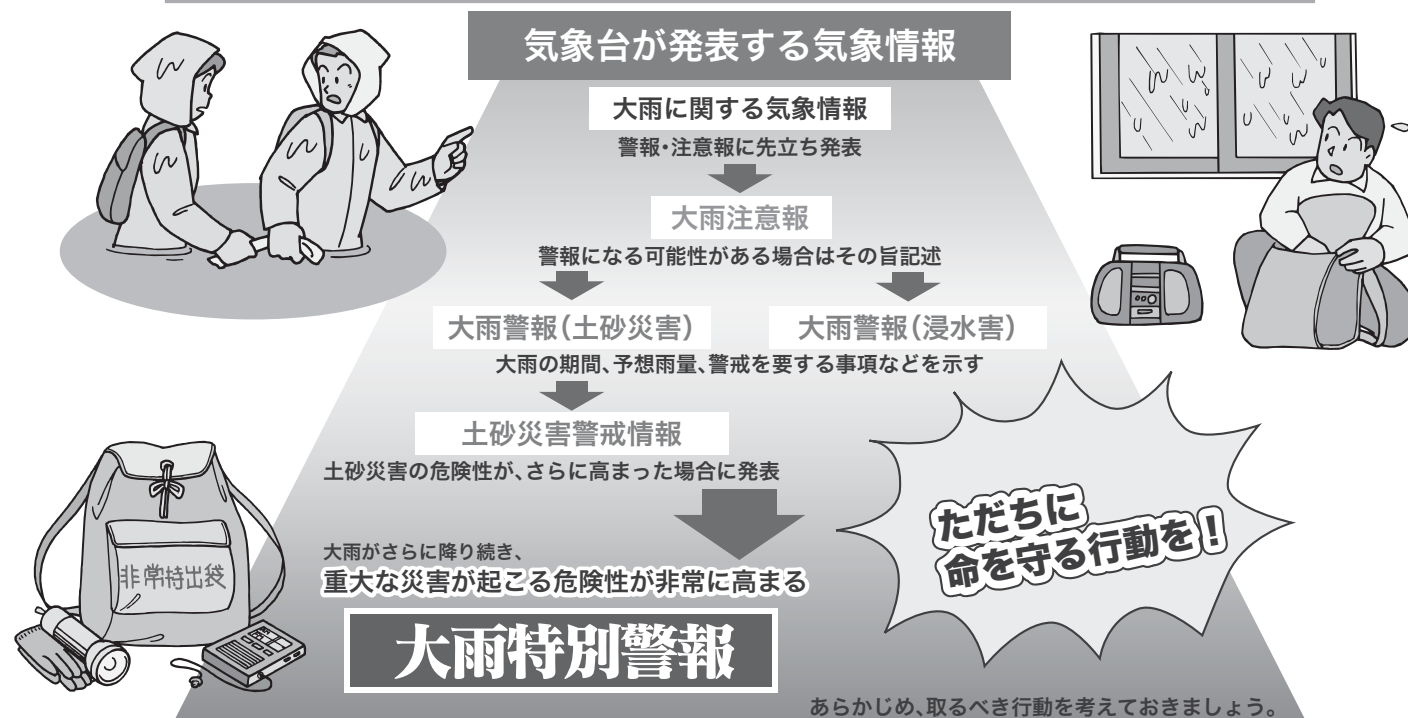
## 特別警報が発表されたら、 身を守るために最善を尽くしてください。

- 経験したことのないような激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。
- 周囲の状況や市町村から発表される避難勧告等の情報に留意し、ただちに避難所へ避難するか、すでに外出することが危険な状態のときは、無理をせず家の中のより安全な場所にとどまってください。
- この数十年間災害の経験がない地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

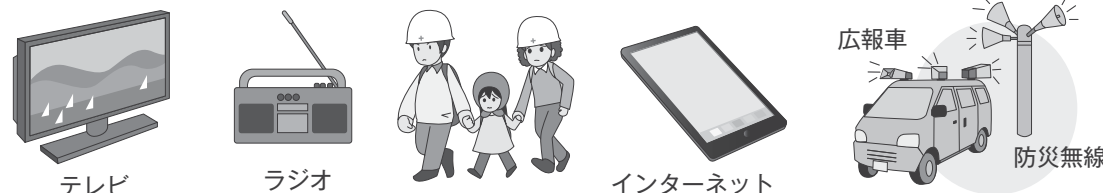
## 「特別警報」が発表されないからといって 安心することは禁物です。

- 重大な災害のおそれがあるときは従来どおり警報が発表されます。これまでどおり、最新の情報に注意するなど、警戒してください。
- 大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

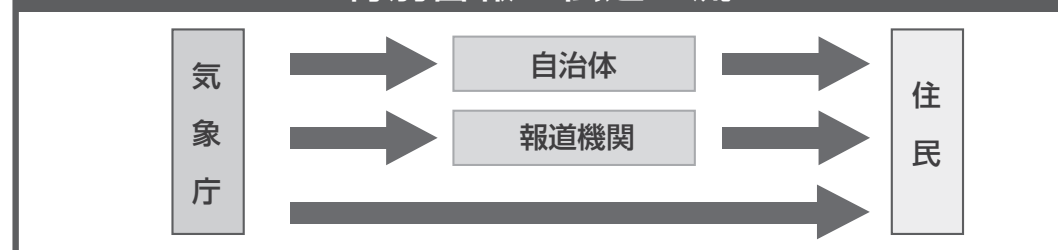
### 特別警報が発表されるまで(大雨の場合のイメージ)



特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて  
伝えられます。情報収集に努めてください。



### 特別警報の伝達の流れ



■お問合せ 総務課 ☎22-1700